

1 理念・目的ならびに教育目標

[現状の説明] (評価の視点 1-1 から 1-5)

(理念・目的ならびに教育目標)

1-1 理念・目的ならびに教育目標が明確に設定されているか。

本研究科は、本学大学院法務研究科規程第 1 条の 2 に定めるとおり、高度の専門性をもつ法曹となるために必要な深い学識と卓越した能力を培うことを目的とし、幅広い教養と高い倫理観に支えられた専門性の涵養を旨とする教育により、多様化する地域社会に密着して市民生活を支援できる法曹の養成を目標として設定している。

この目標は、「地域に根ざした法曹」、「国際化に対応できる法曹」、「地域の行政に通じた法曹」としてさらに具体化されている。「地域に根ざした法曹」とは市民の日常生活を支える「社会生活上の医師」であり、「国際化に対応できる法曹」とは国際化する地域社会の諸問題に効果的に対応できる法曹をさす。また、「地域行政に通じた法曹」とは地方分権下の自治体法務に重要な役割を果たすことができる法曹を意味するものとして明確に示している。(添付資料 11-1 参照：「神奈川大学大学院法務研究科規程」第 1 条の 2、「神奈川大学法科大学院 2008 年度募集案内」3 頁、本研究科ホームページ <http://lawschool.kanagawa-u.ac.jp>)。

1-2 理念・目的ならびに教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか(「連携法」第 1 条)。

本研究科の上記理念・目的・教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下、連携法という)第 1 条の定める「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する」法曹の養成という法科大学院制度の趣旨・目的に沿ったものである。(添付資料 11-1 参照：「神奈川大学大学院法務研究科規程」第 1 条の 2、「神奈川大学法科大学院 2008 年度募集案内」3 頁、本研究科ホームページ <http://lawschool.kanagawa-u.ac.jp>)

1-3 理念・目的ならびに教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。

本研究科専任教員の間では、法務研究科委員会（教授会に相当）およびFD活動の機会をとらえ、必要に応じて教育目標を繰り返し確認してきている。本研究科は、新聞社主催の法科大学院説明会に加え、毎年開催する横浜弁護士会会長講演会や本学を会場として実施される適性試験の機会等を捉え法科大学院説明会・相談会を行っているが、こうした場に臨む教職員に対して、その都度、事前に本研究科の理念・目的・教育目標を確認させている。このほか、秋と春に行う入学試験第二次選考時の面接には全教員があたってきているところ、受験生が本研究科の理念等を精確に理解しているかを見極めるため、面接前に全教員の間で理念、教育目標等について再確認する機会も設けている。

兼任教員、非常勤教員については、募集案内など関連資料の送付や、学年末に行う非常勤講師懇談会での意見交換・懇親の機会に理解を深めてもらっている。

本研究科の学生には、新学期第1週目に行うオリエンテーションの機会を利用して、本研究科の追求する法曹像について説明しているほか、設置当初より採用しているクラス担任制、オフィスアワーなど小規模校ゆえに密接な教員・学生間の交流機会を通じ、各教員から学生に折に触れて教育理念が伝えられている。さらに、毎年度発行される「法科大学院履修要覧」や「神奈川大学法科大学院案内」、本研究科ホームページを通じて周知徹底を図っている。

他学部・大学院研究科の教職員及び学生については、本学ホームページ以外に、大学ガイドブック、大学院案内等の各種刊行物を通じて周知を図っている（添付資料 11-2 参照：「2008 年度キャンパスガイドブック 神大百科」29 頁、「神奈川大学大学院案内 2008」24～27 頁、神奈川大学ホームページ <http://kanagawa-u.ac.jp>）。

1-4 理念・目的ならびに教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。

学外に対しては、上述した法科大学院説明会・相談会の機会を利用しているほか、

本研究科ホームページや毎年度発行する「神奈川大学法科大学院案内」を通じて周知を図っている。また、地域密着型法曹をテーマとしたシンポジウムを開催し、その報告を刊行したほか、社会人・学生向けに発行される大学・大学院ガイド、法律雑誌、新聞等の媒体を積極的に活用し、本研究科における法曹養成の理念を伝えている。（添付資料 11-3 参照：森田明「地域密着型リーガルクリニックを創る—神奈川大学法科大学院の取組み」法学セミナー2006年5月号6—7頁、「日経キャリアマガジン特別編集 法科大学院徹底ガイド 2006年度版」78—79頁、「社会人・学生のための日経大学・大学院ガイド 2006年秋号」66—67頁、日本経済新聞 2007年4月21日 34面）、「社会人 & 学生のための大学・大学院 n e t」www.keikotomanabu.net/daigaku/、

（教育目標の検証）

1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。

社会情勢の変化を踏まえ完成年度の終わりにカリキュラムの再検討を行った際に、教育目標のあり方について研究科委員会で検討を加えた。このほか、教育研究上の目的を明記するため 2006 年度に行った本法務研究科規程の改正作業及び上述した地域密着型法曹をテーマとしたシンポジウムの機会等にも同様の検討を行っている。

【点検・評価(長所と問題点)】(評価の視点 1-1 から 1-5)

教育目標は、本学大学院法務研究科規程第 1 条の 2 及び毎年度発行する募集案内、法科大学院履修要覧、ホームページ等記載のとおり、明確に設定されている。

学内周知について、本研究科専任教員に対しては上述のとおり繰り返し行っており、徹底されているとあってよい。学生たちについてもほぼ徹底されている。本研究科を活字媒体等により学内外に周知させるにあたって学生たちの声が拾い上げられることが少なくないが、そうした際に、本研究科の追求する法曹像が学生たちによっても広く共有されていることが確認される（添付資料 11-4 参照：「日経キャリアマガジン特別編集 法科大学院徹底ガイド 2007 年度版」93 頁、「同 2008 年度版」

101 頁等)。

学外周知についても十分に行っている。本研究科受験生が文書で提出する「志望動機」にはほぼ例外なく地域密着型の法曹養成への言及が見られ、本研究科の追求する法曹像が広く知られていることがわかる。

教育目標が達成されているかどうかについては、本来、所期の理念を体現し、社会に貢献する法曹がどれだけ輩出されたかによって判断されるべきであり、現段階でその達成度を測るのは困難であるが、研究科委員会等において教育目標の検証は絶えず行っている。しかしながら、達成度を測るための制度的整備についてはいまだ十分とはいえない。

【将来への取組み・まとめ】 (評価の視点 1-1 から 1-5)

社会人出身者・他学部出身者の減少など、法科大学院を取り巻く環境の変化を踏まえ、追求する法曹像、**教育目標**を継続的に精錬する作業が必要な一方で、司法試験の合格のみを求める圧力が強まっている状況を前に、本研究科が追求する法曹像を日常的にこれまで以上に強調し、法曹の社会的役割への意識を喚起していく。講演会等の開催にあたっては、本研究科の教育目標を体現しているような方々を積極的に招聘するなどして、教育目標の**学内周知**の機会を広げていきたい。そうした際にアンケート等を取り、学生・教職員への周知度を正確に測る指標とする。

学外への周知としては、これまでの方途に加え、無料法律相談の拡充や、地域社会への貢献をめざして本学とりそな銀行との間で締結された包括的提携協定（添付資料 11-5 参照）等を利用した地元の企業への働きかけ、さらに、本学及び本学附属高校の入学式、卒業式、卒業生の会合等を利用し、本法科大学院の存在とその教育目標をさらに広く知らしめていく。

教育目標の検証については、2008 年春に設立予定の神奈川大学法曹会（神奈川大学出身法曹を中心とする会）との連携関係を通じ、修了後の法曹活動の実態を視野に入れ、教育目標の達成度の点検に資する体制を整える。